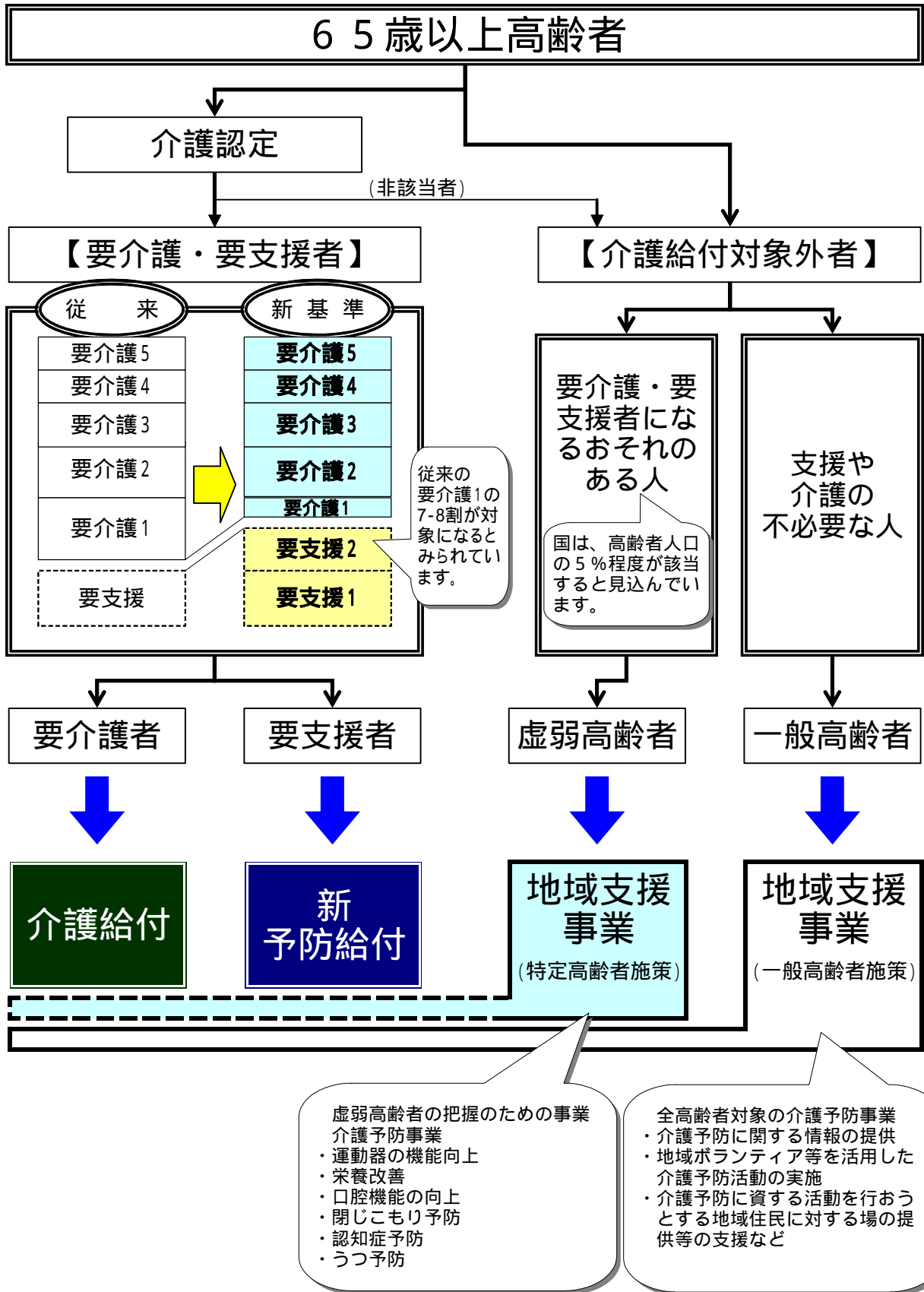


サービス体系の全体像と対象者について

介護サービス・介護予防事業の全体像

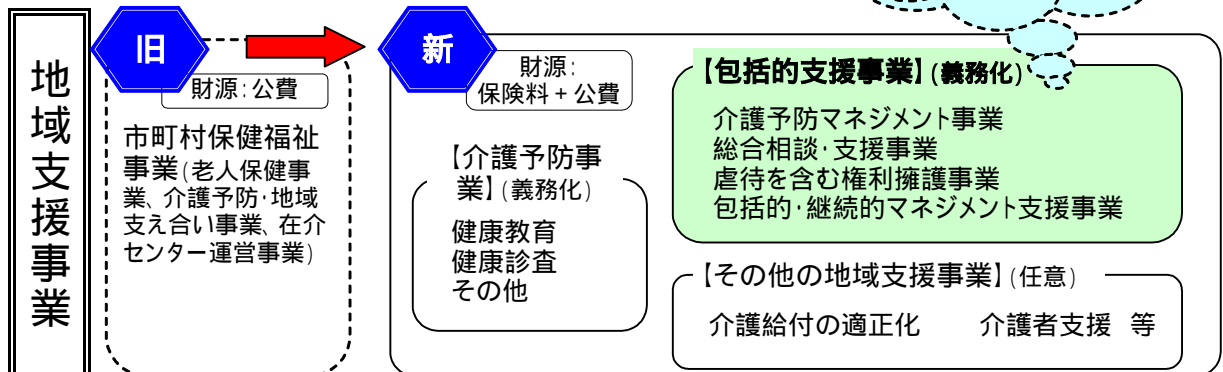
介護サービス・介護予防事業の全体像



制度変更後の介護サービス・介護予防事業の種類

	都道府県が指定・監督を行うサービス	保険者が指定・監督を行うサービス
介護給付	<p>居宅介護支援（ケアプラン）</p> <p>居宅サービス</p> <p>訪問系：訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導</p> <p>通所系：通所介護、通所リハビリテーション</p> <p>短期入所：短期入所生活介護、短期入所療養介護</p> <p>特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売</p> <p>その他：福祉用具購入費、住宅改修費</p> <p>施設サービス：介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設</p>	<p>地域密着型サービス</p> <p>夜間対応型訪問介護</p> <p>認知症対応型通所介護</p> <p>小規模多機能型居宅介護</p> <p>認知症対応型共同生活介護（グループホーム）</p> <p>地域密着型特定施設入居者生活介護</p> <p>地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</p>
	<p>施設サービス</p> <p>介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設</p>	
新予防給付	<p>介護予防サービス</p> <p>訪問系：介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導</p> <p>通所系：介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション</p> <p>短期入所：介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護</p> <p>介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売</p> <p>その他：介護予防福祉用具購入費、介護予防住宅改修費</p>	<p>介護予防支援（ケアプラン）</p> <p>地域密着型介護予防サービス</p> <p>介護予防認知症対応型通所介護</p> <p>介護予防小規模多機能型居宅介護</p> <p>介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）</p> <p>地域包括支援センターが担うサービス</p>

は新しいサービス、 は従来の介護給付の中で行われているサービス
 は従来の介護給付の中で行われていたが新予防給付に移行したサービス



地域密着型サービスについて

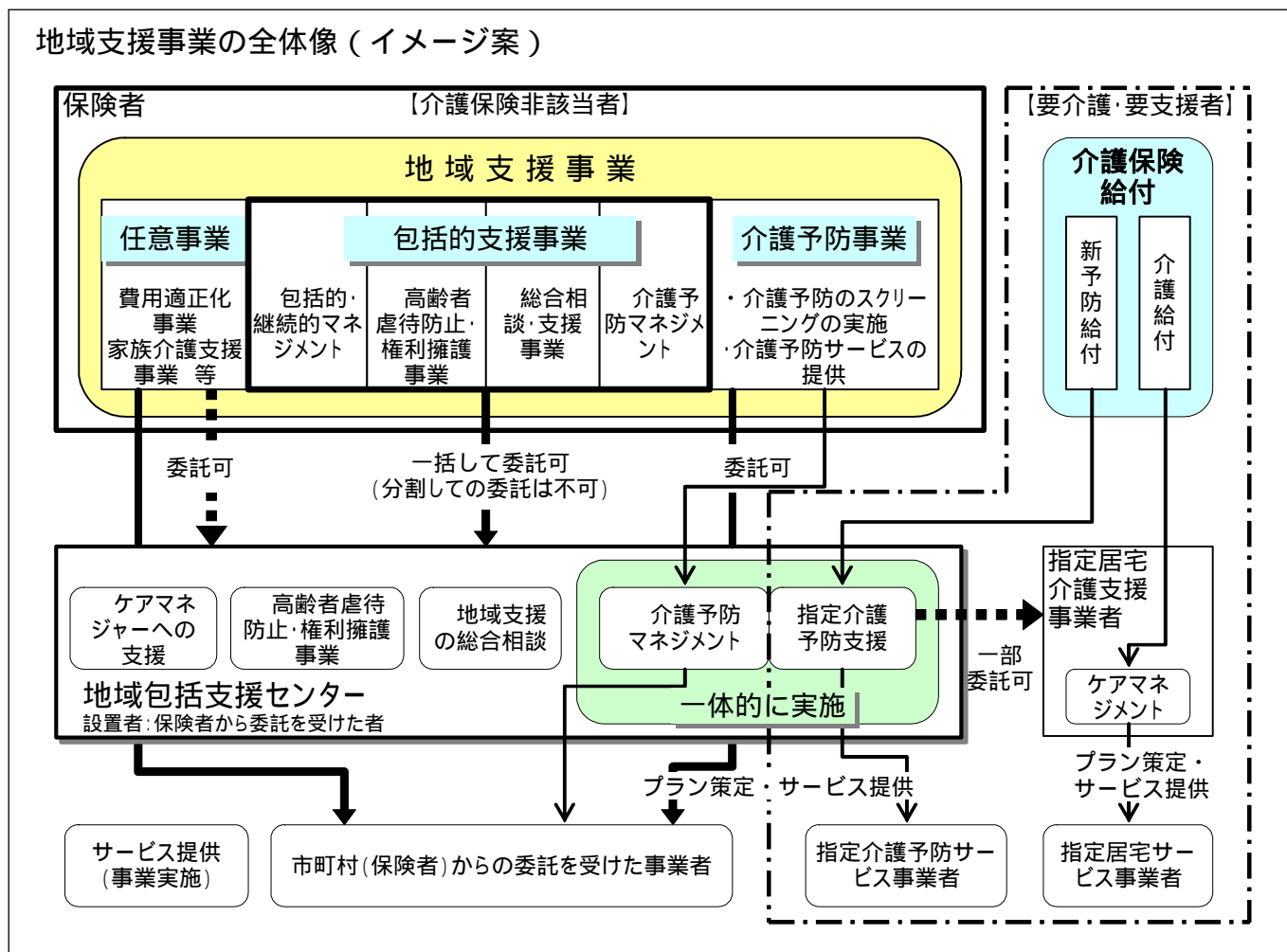
住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な市町村で提供されることが適当なサービスとして「地域密着型サービス」が創設されます。

第3期以降の介護保険事業計画においては、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるようにするために、市町村内を日常生活圏域に分け、その圏域ごとに地域密着型サービスのサービス量を見込むこととなっています。

地域支援事業について

要介護・要支援状態の発生予防を目標に、主に要介護・要支援状態に陥るおそれの高い人（虚弱高齢者）を対象にして保険者が独自に実施する事業です（下図参照）。現在の高齢者保健福祉事業や地域支えあい事業等がこれに再編されます。

地域支援事業の全体像（イメージ案）



地域包括支援センターについて

地域包括支援センターは、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、地域支援事業のうちの包括的支援事業（介護予防事業のマネジメント、介護保険外のサービスを含む、高齢者や家族に対する総合的な相談・支援、被保険者に対する虐待の防止、早期発見等の権利擁護事業、支援困難ケースへの対応などケアマネジャーへの支援）の4事業を地域において一体的に実施する役割を担う中核拠点として設置されるものです。